

# 戦争での殺害と個人責任

## —— 危害なき主権侵害を手がかりとして ——

福原正人

### I. はじめに

戦争では誰かを殺害しなければならない。よって、戦争がどのように正当化されるのかという問いは、戦争での殺害がどのように正当化されるのかという問いを含んでしかるべきであろう。正戦論では、こうした問いが、戦争の実態である人間の殺害を制約する「ユス・イン・ベロ(jus in bello)」における戦闘員・非戦闘員の区別という条件として扱われてきた。この条件は、戦争での殺害が、意図的な殺害の対象となる戦闘員と、その対象ではない非戦闘員を区別して行われることを要求している。しかし、戦争当事国に帰属する市民は、どのようにして戦闘員・非戦闘員に区別されるのか。むろん、ジュネーブ諸条約第一追加議定書などを参照して、軍隊に帰属する兵士が戦闘員であり、それ以外の民間人が非戦闘員であることは、もはや自明であると考えられるかもしれない。しかし、戦闘員・非戦闘員は、意図的な殺害の対象に関わる区別である以上、それらを区別する基準のあり方は、戦争での殺害を正当化する理由から見直される可能性がある。実際に、本稿が念頭におく戦争倫理学では、戦争での殺害正当化が多様な立場として議論されている<sup>(1)</sup>。

戦争での殺害正当化は、「帰責性(liability)」という理由を中心にして議論される。この理由によれば、各人は、殺害されない権利を喪失して(forfeit)殺害を免れない場合に、戦闘員として意図的な殺害の対象になる。むろん、各人が、どういった場合に権利を喪失して殺害を免れない

のかという帰責性の分配パターンは、いくつかの立場に分かれる。そこで本稿では、現在の戦争倫理学において有力な立場である帰責性の個人主義的な分配パターンが、主権侵害は国際社会での重大な不正行為であり、国家はこれに対する軍事的な抵抗が認められるという常識的な直観に適合する形で、戦争での殺害正当化を擁護できないことを明らかにしたい。

本稿の構成は、次の通りである。第II節では、予備的な整理した上で、帰責性の個人主義的な分配パターンである「個人責任論」を定式化する。第III節では、「危害なき主権侵害」というテスト・ケースを検討することで、個人に危害を及ぼさない主権侵害に対する抵抗での殺害正当化が、個人責任論にとってアキレス腱になることを指摘する。第IV節では、そうしたアキレス腱を回避するための戦略のいくつかを説明しながら、それらの戦略が失敗していることを指摘する。結論として筆者は、帰責性による正当化が、主権侵害の不正さなどに関する常識的な直観に適合するためには、帰責性の集団主義的な分配パターンに訴えることが、より有望な立場となることを示唆したい<sup>(2)</sup>。

### II. 個人責任論<sup>(3)</sup>

意図的な殺害はどういった理由をもって正当化されるのか<sup>(4)</sup>。戦争倫理学では、戦争での殺害正当化は、「帰責性(liability)」と「より少ない悪(lesser evils)」という二つの理由の解釈や組み合わせにより議論される。

帰責性による正当化:

意図的な殺害は、特定の主体がその行為を免れない場合に正当化される

より少ない悪による正当化:

意図的な殺害は、ある価値を乗り越えることが他のより重みがある価値を実現する手段として必要である場合に正当化される

帰責性とは、権利を喪失して(forfeit)害悪を免れないことを指す<sup>(5)</sup>。ここでの主題は、殺害されない権利を喪失して殺害を免れないという「殺害の帰責性」である。帰責性が殺害を正当化する理由として採用される場合、殺害される個人は、殺害されない権利を喪失して殺害を免れないことから、戦争での殺害は、個人の権利を侵害しない目的として正しい行為である。ただし、帰責性による正当化は、個人の権利がどういった場合に喪失するのかという帰責性の分配パターンに依存する<sup>(6)</sup>。

次に、より少ない悪とは、権利を乗り越えること(override)が必要であることを指す<sup>(7)</sup>。より少ない悪が殺害を正当化する理由として採用される場合、殺害される個人は、殺害されない権利を喪失しておらず殺害を免れることから、戦争での殺害は、あくまでも個人の権利を侵害するが、他のより重みがある(weightier)価値を実現する手段として正しい行為である。ただし、より少ない悪による正当化は、個人の権利がどういった場合に乗り越えられるのかという価値の重み付けに依存する。

戦争での殺害は、もっぱら帰責性による正当化から説明されてきた。というのも、帰責性は、戦闘員・非戦闘員を区別するための明示的な基準として機能してきたからである。つまり、戦闘員は、殺害されない権利を喪失して殺害を免れないという意味において、意図的な殺害の対象であり、非戦闘員は、殺害されない権利を喪

失しておらず殺害を免れるという意味において、そうした対象ではない。

では、帰責性はどのように分配されるのか。例えば、M.ウォルツァーは、戦場で脅威を示す兵士こそが、戦闘員として権利を喪失して殺害を免れないと主張する(Walzer [2006=2008])<sup>(8)</sup>。というのも、兵士は、その職務に特徴的である敵への脅威をもって、自分の権利を喪失すると同時に、相手を殺害する自由があるからである。よって、戦争での殺害は、こうした脅威を示す兵士のみを殺害の対象にする場合、個人の権利を侵害しない正しい行為である。

ここで重要なことは、こうした脅威による帰責性の分配は、「ユス・アド・ベルム(jus ad bellum)」で問われる戦争が実現する目的の正しさから独立しているということである。よって、ある兵士が、隣国の資源を収奪するという不正な目的を実現する手段として戦っているとしても、彼らは、自国の資源を守ろうという正しい目的を実現する手段として戦っている敵国の兵士を殺害してよい。例えばウォルツァーは、戦場で敵味方に分かれる兵士が、戦争が実現する目的の正しさを問わず、互いに殺し殺される関係にあることを指して「兵士の道徳的平等」と呼ぶ(Walzer[2006:145-147=2008:291-293])<sup>(9)</sup>。

しかし、帰責性の分配は、果たして殺害という手段が実現する目的の正しさから独立すべきなのか。例えば、犯罪者と警察官が、拳銃で撃ち合う状況を想定されたい。脅威による帰責性の分配が採用される場合、犯罪者と警察官は、互いに殺し殺される関係にある。しかし、われわれの直観は、警察官が、たとえ犯罪者に対する脅威を示しているとしても、彼が権利を喪失して殺害を免れないとはしない。というのも、犯罪者は、すでに犯罪という不正な目的に関与していることから権利を喪失して殺害を免れない一方、警察官は、犯罪者の追跡という正しい目的に関与しており犯罪者を殺害してもよいか

らである。つまり、国内社会における帰責性の分配は、殺害という手段が実現する目的の正しさに依存している(McMahan[2009:ch.1])。

近年の戦争倫理学では、こうした国内社会における殺害正当化を応用することで、戦争での殺害正当化に関して新たな立場が擁護されている。本稿では、その急先鋒J.マクマンが擁護する「行為責任(agent-responsibility)」による帰責性の個人主義的な分配パターンを検討したい。まず、こうした立場を「個人責任論」と呼んで、以下のように定式化したい (McMahan[2009:38])。

#### 個人責任論:

各人は、意図的な殺害という手段に釣り合う不正な脅威に関与した十分な責任がある場合のみ、戦闘員として意図的な殺害を免れない

個人責任論は、帰責性が不正な脅威に関与した個人責任をもって分配されると主張する。よって、戦争での殺害は、不正な脅威に関与した個人のみを殺害の対象とする場合、個人の権利を侵害しない正しい行為である。

こうした殺害の正当化は、次の二点において、戦争での殺害という手段が実現する目的の正しさに依存している。第一に、個人が「不正な」脅威に関与した十分な責任があるのかという点であり、第二に、殺害が「不正な」脅威に対する抵抗の手段として釣り合うのかという点である。よって、戦争当事国に帰属する市民は、戦争が実現する目的の正しさに照らして、正しい戦争に関与する「正しい市民」と、不正な戦争に関与する「不正な市民」として分析される。そして、この「不正な市民」のなかでも、殺害という手段に釣り合う程度に十分な責任がある個人のみが、戦闘員として権利を喪失して殺害を免れない<sup>(40)</sup>。このとき、例えば隣国の資源を

収奪する不正な兵士は、その侵略に抵抗する正しい兵士を殺害することを正当化しえない。つまり、正しい・不正な兵士は、互いに殺し殺される関係になく、「兵士の道徳的平等」は誤った原理として棄却される<sup>(41)</sup>。

端的に言って、個人責任論は、民間人が非戦闘員であることの自明性を抜本的に再考させる。というのも、帰責性は、兵士という職務に特有である脅威ではなく、不正な戦争をめぐる個人責任をもって分配されており、民間人の一部が戦闘員として権利を喪失して殺害を免れない可能性があるからだ。よって、ウォルツァーに近い論者は、こうした個人責任論が、戦争の悲惨さを激化させる恐れがあるという実践的な懸念を表明してきた(e.g., 松元[2015])<sup>(42)</sup>。

しかし、マクマンは、上記の自明性や兵士の道徳的平等が、戦争当事国に帰属する市民にとって、不正な戦争に関与することの心理的なハードルを下げていることを問題視している(McMahan[2009:6-7])。よって、こうした関心を考慮した場合、個人責任論は、正義という規制理念をもって戦争での殺害を制約するという正戦論の役割を十全に果たすポテンシャルを秘めていると理解できるだろう。実際に、こうした個人責任論は、論者により微妙な差異があれども、戦争倫理学での有力な立場として受容されていることは注目に値する<sup>(43)</sup>。

### Ⅲ. テスト・ケースとしての危害なき主権侵害

しかし、個人責任論は、戦争での殺害正当化として堅牢な立場であるのか。実のところ、個人責任論は、上記の実践的な懸念を退けたとしても、原理的な批判にさらされる。

まず、個人責任論によれば、戦争での殺害が正当化されるのは、(a)不正な脅威に関与した十分な責任があり、(b)殺害が不正な脅威に対する抵抗の手段として釣り合うという二つの条件

を満たすことで、特定の個人が、戦闘員として殺害されない権利を喪失して殺害を免れないからである。よって、こうした正当化が成立するためには、例えば隣国の資源を収奪する不正な兵士は、資源の収奪に関与した十分な責任があり、そうした兵士を殺害することが、資源の収奪に対する抵抗の手段として釣り合わなければならない。しかし、原理的な批判によれば、とりわけ国家による戦争では、これら二つの条件は適切な形で満たされ難いことから、帰責性による正当化が成立しない。よって、個人責任論は、戦争での殺害正当化として堅牢な立場でない。

本稿では、後者の条件(b)に絞って、そうした原理的な批判を検討したい<sup>14)</sup>。条件(b)は、いわゆる「比例性(proportionality)」と呼ばれ、不正行為に対する抵抗の手段を法外なものにしないハードルとして設定される。例えば、わたしがあなたの鼻をつねろうとする状況を想定されたい。しかし、あなたがわたしに対して拳銃を突きつけることは、鼻をつねられることに対する抵抗の手段として釣り合わないだろう。というのも、わたしはあなたの鼻を不当につねろうとした責任により何らかの害悪を免れない場合があるとしても、そのことは殺害されない権利を喪失して殺害を免れないことではないはずだからだ。つまり、この条件は、あなたが私に対して行うことが、わたしが負うべき帰責性に相応しい抵抗の手段として釣り合うことを要求している<sup>15)</sup>。よって、個人責任論が、戦争での殺害正当化として堅牢な立場であるためには、戦争での殺害が、例えば国際社会において典型的な不正行為である主権侵害に対する抵抗の手段として釣り合う見込みがあることを明らかにしなければならない。

そこで、以下のような「危害なき主権侵害」というケースを設定したい<sup>16)</sup>。

危害なき主権侵害：

国家Aは、国家Bを侵略しようとしている。しかし、国家Aによる侵略は、居住者が存在しない国境地帯を占拠するものであり、国家Bに帰属する個人にいかなる危害を及ぼさない。このとき、国家Aは、領土拡張による資源の収奪を目的としており、国家Aの不正な兵士が国家Bの正しい兵士に危害を加えようとするのは、侵略行為に対して抵抗する場合のみである。

危害なき主権侵害とは、個人に目下のところ危害を及ぼさないという条件を加えることで、国家間関係における主権侵害という不正行為を純化した形で設定しているケースである。まず、個人に危害を加えること、つまり個人の殺害されない権利を侵害することで脅かされる利益は、「致命的」利益である一方、他国を侵略すること、つまり国家の主権を侵害することで脅かされる利益は、「政治的」利益であると定義したい。こうした定義を採用した場合、国家Aによる危害なき主権侵害は、国家Bの正しい兵士にとって、次のような二つの脅威として分析することができる<sup>17)</sup>。つまり、(1)抵抗する場合にのみ脅かされるという意味において、正しい兵士の「致命的」利益への「条件的脅威(conditional threat)」、(2)目下のところ脅かされるという意味において、正しい兵士の政治的利益への「差し迫った脅威(imminent threat)」である。

ところが、こうした脅威の分析を考慮してみると、危害なき主権侵害に直面した国家Bの正しい兵士が選択できる正当な抵抗は、国家Aの不正な兵士を殺害しない程度の軍事行為に限定されることがわかる。というのも、不正な兵士は、(1)正しい兵士の政治的利益への差し迫った脅威に関与した責任があるとは言えても、(2)正しい兵士の致命的利益への差し迫った脅威に関与した責任があるとは言えないからである。よ

って、不正な兵士は、殺害されない権利を喪失しておらず殺害を免れることから、不正な兵士の殺害は、危害なき主権侵害に対する抵抗の手段として釣り合わない(e.g. Norman[1995:128], Rodin[2002:131-138])。このように危害なき主権侵害は、帰責性による正当化が、主権侵害に対する抵抗において成立しない理論的な可能性を明らかにすることで、個人責任論の堅牢さを揺るがすケースとなっている。

しかし、危害なき主権侵害は、個人責任論にとって、最初から分の悪い恣意的な設定ではないのか<sup>88</sup>。これに対して筆者は、国家の主権を侵害することは、国際社会における重大な不正行為であり、そうした主権侵害が、たとえ個人に目下のところ危害を及ぼさないなくとも、国家はこれに対する軍事的な抵抗が認められるという常識的な直観を強調しておきたい。実際に、現在の国際法下では、国家の自衛権行使が認められる実質的な必要条件は、「領土一体性」と「政治的主権」として表現される政治的利益への脅威であって、その国家に帰属する市民の致命的利益への脅威ではない。むしろ、国際法学や国際政治学の標準的な理解では、国家の主権性は、擬人的存在として類推される<sup>89</sup>。例えばウォルツァーは、この理解に基づいて、主権侵害で問題となる政治的利益への脅威は、市民の致命的利益への脅威となりうると主張する(Walzer[2006:57-58=2008:145-146])。しかし、個人責任論は、こうした類推を採用せず、国家の主権性は、あくまでも個人の権利や自由に還元されると主張している(McMahan[2004:75])。よって、こうした立場が、主権侵害の不正さに関する常識的な直観に適合する殺害正当化を擁護するならば、戦争での殺害が、個人に危害を及ぼさない主権侵害に対する抵抗の手段として釣り合うことを明らかにしなければならない。以上の議論から、危害なき主権侵害は、個人責任論の堅牢さをテストするにあたって適切な設定で

あると言えるだろう。

#### IV. 帰責性による正当化の修正案とその問題

個人責任論には、二つの戦略が残される。一つは、主権侵害の不正さに関する直観適合性を放棄することで、帰責性の正当化が、危害なき主権侵害に対する抵抗において成立しないことを認める「譲歩」戦略であり、もう一つは、そうした直観適合性を保持するために、帰責性の解釈を修正したうえで、帰責性の正当化が、危害なき主権侵害に対する抵抗において成立することを主張する「修正」戦略である。筆者は、前者の戦略は、翻って国内社会における個人の権利侵害の不正さについて反直観的な含意をもたらす場合があると考えているが、そのことを論じる紙幅の余裕はない<sup>90</sup>。なお、修正戦略は、(IV.1)致命的利益への条件的脅威に注目する修正案、(IV.2)政治的利益への差し迫った脅威に注目する修正案がある。そこで本節では、これらの修正案に絞って、その問題を指摘したい<sup>91</sup>。

##### IV.1. 帰責性の広い解釈

第一の修正案は、「帰責性の広い解釈」を導入して、帰責性による正当化が、致命的利益への条件的脅威に対する抵抗において成立すると主張する(McMahan[2011:548])<sup>92</sup>。具体的に言えば、帰責性の広い解釈は、帰責性が、過去及び現在における不正な脅威に関与した責任のみならず、将来における不正な脅威に関与する責任をもって分配されることを認めようとする。例えば、先述した危害なき主権侵害というケースでも、国家Aの不正な兵士は、さしあたりは国家Bの正しい兵士の致命的利益への差し迫った脅威に関与していないが、正しい兵士が侵略行為に対して抵抗する場合には、そうした脅威に関与することが予見される。この場合に、帰責性が、将来における不正な脅威に関与する責任

によって分配されることを認めるならば、不正な兵士は、殺害されない権利を喪失して殺害を免れないことから、不正な兵士の殺害は抵抗の手段として釣り合う。つまり、帰責性の広い解釈は、いわば予防的な殺害を正当化するロジックとして提案されている。

こうした予防的な殺害の正当化は、「金を出せ、さもなければ、殺すぞ」という強盗犯による条件的脅威を通じて広く知られている。例えば、J.ロックは「泥棒が、金銭やその他の欲するものを奪い取るために、実力をもってある人を自分の支配の下に置こうとするならば、たとえその人を傷つけず、生命を奪おうとする意図を宣告しない場合でも、人がその泥棒を殺すことを合法的なものにする」と述べており、予防的な殺害が、条件的脅威に対する抵抗の手段として正当化されることを示唆している(ロック[2010:314])。

しかし、帰責性の広い解釈は、比例計算をめぐって悪しき循環に陥っている(Lazar[2014: 26-28], Lazar[2016:298])。そのことを理解するために、以下のような $T^0$ から $T^3$ という時間軸として、予防的な殺害が正当化される推論を整理したい。

予防的な殺害の正当化：

- $T^0$  条件的脅威
- $T^1$  比例計算
- $T^2$  予防的な殺害
- $T^3$  差し迫った脅威

端的に言って、帰責性の広い解釈の問題は、 $T^0$ から $T^3$ という時間軸において直線的な推論が成立しないことに表される。まず、殺害が正当化されるためには、殺害が不正な脅威に対する抵抗の手段として釣り合わなければならない。よって、予防的な殺害が正当化されるためにも、 $T^1$ での比例計算において、 $T^2$ での予防的な殺

害が、 $T^0$ での条件的脅威に対する抵抗の手段として釣り合わなければならない。このとき、帰責性の広い解釈は、 $T^3$ での差し迫った脅威、つまり将来における不正な脅威に関与することが予見されるという事実から、その責任を先取ろうとする。しかし、こうした将来における不正行為という事実を利用するためには、 $T^2$ での予防的な殺害が正当化されていなければならない。というのも、 $T^2$ での予防的な殺害の正当性なしには、 $T^3$ での差し迫った脅威が不正行為であると主張することができないからである。このように整理してみると、条件的脅威に対する予防的な殺害を正当化する推論は、問題となる $T^2$ での予防的な殺害の独立した正当性なしには循環するという点において論理的な問題があることがわかる。

むろん、こうした $T^0$ から $T^3$ という時間軸による整理は、エスカレーションによる抵抗の正当化という議論を想起させるかもしれない<sup>23</sup>。つまり、 $T^2$ での予防的な殺害が、たとえ $T^0$ での条件的脅威に対する抵抗の手段として釣り合っていないくとも、 $T^2$ 以降の時間軸において戦況がエスカレートしてゆくことで、殺害を含める強度の高い軍事行為が、抵抗の手段として釣り合ってゆく場合が考えられる。先述した危害なき主権侵害というケースでも、国家Bの正しい兵士が国家Aの不正な兵士を殺害しない程度の軍事行為、例えば国境線上にバリケードを設置することは、抵抗の手段として釣り合う。しかし、国家Aの不正な兵士が、こうした軍事行為に対して追加的な脅威を示す場合には、国家Bの正しい兵士が、この追加分に見合う程度の軍事行為を行うことは、抵抗の手段として釣り合うだろう。このようにエスカレーションによる抵抗の正当化という議論は、国家Aの不正な兵士を殺害することが、脅威と抵抗の応酬がエスカレートする過程において、抵抗の手段として釣り合ってくる場合があると主張する。

確かに、こうした議論は、戦略的には若干の制約があるものの、予防的な殺害を正当化する推論が陥っていた悪しき循環を回避している。というのも、エスカレーションに訴える推論は、脅威と抵抗の応酬がエスカレートするだろうという仮想的な時間軸において直線的な推論が成立しているからである。

ところが、こうした議論は、それ自体として問題がないとしても、主権侵害の不正さに関する直観適合性を保持する修正戦略としては失敗しているといわざるを得ない。というのも、エスカレーションに訴える推論は、仮想的な時間軸の出発点にあたる殺害しない程度の軍事行為が、条件的脅威に対する抵抗の手段として有効であるということを前提にしているからである(Lazar[2014:31])。しかし、主権侵害の不正さに関する直観適合性を保持するに当たって決定的になってくるのは、主権侵害が、個人に目下のところ危害を及ぼさないにもかかわらず、殺害を含める強度の高い軍事行為が、そうした不正行為に対する「唯一の」抵抗の手段となるような場合である。よって、エスカレーションによる抵抗の正当化は、主権侵害の不正さに関する直観適合性を十全な形で保持しているとは言えない。以上の議論から、第一の修正案は失敗している。

## IV.2. より少ない悪との結合

第二の修正案は、「より少ない悪との結合」を導入して、帰責性による正当化が、政治的利益への差し迫った脅威に対する抵抗において成立すると主張する(McMahan[2014:138-140])。具体的に言えば、こうした帰責性とより少ない悪との結合による正当化は、誰が権利を喪失して殺害を免れないのかという帰責性の分配パターン内部に、より少ない悪という理由を結合することを認めようとする。例えば、先述した危害なき主権侵害というケースでは、国家Aの不正

な兵士は、国家Bの正しい兵士の政治的利益への差し迫った脅威に関与した責任があるにすぎないのだから、殺害されない権利を喪失しておらず殺害を免れるはずである。しかし、こうした修正案は、われわれの直観には、殺害を免れるはずの個人を殺害することが正当化される余地が残されているということに訴える。

例えば、以下のような二つの状況における推論を想定されたい<sup>24</sup>。

腕を折られること：

わたしがあなたの腕を折ろうとしている。このとき、あなたが私に対して拳銃を突きつけることは、腕を折られることに対する抵抗の手段として釣り合わない。しかし、わたしが複数人の腕を折ろうとしており、その潜在的な被害者が一定の人数を越える場合、あなたが私に対して拳銃を突きつけることが、この複数人の腕が折られることに対する抵抗の手段として釣り合う。

投票を妨げられること：

わたしがあなたの投票を妨げようとしている。このとき、あなたが私に対して拳銃を突きつけることは、投票を妨げられることに対する抵抗の手段として釣り合わない。しかし、わたしが大多数の投票を妨げようとしており、その潜在的な被害者が一定の人数を越える場合、あなたが私に対して拳銃を突きつけることが、この大多数の投票が妨げられることに対する抵抗の手段として釣り合う。

むろん、腕を折られる状況での推論には納得できても、投票を妨げられる状況での推論には納得できないかもしれない。というのも、いずれの状況も、個人の致命的利益に満たない利益への差し迫った脅威であるとしても、前者の状

況での脅威は、生命や身体に関わる利益への脅威である一方、後者の状況での脅威は、単なる政治的利益への脅威に過ぎないからである。

そこで、殺害という抵抗の手段に釣り合う致命的利益を「利益量X」として、そうした致命的利益に満たない利益、つまり利益Xから任意の利益量<sup>n</sup>が不足している利益を「利益量X<sup>n</sup>」と記述したい。さらに、政治的利益が、こうした個人の利益量という観点から漏れ無く記述されると考えられたい。これらの前提が問題なく成立するならば、利益X<sup>n</sup>への脅威の潜在的な被害者は、おそらく腕を折られる状況と比較した場合、非常に膨大な人数を要するとはいえ、腕を折られる状況で成立すると考えられる殺害の正当化は、投票を妨げられる状況でもまた同じように成立すると考えられるはずである<sup>29</sup>。

こうした二つの状況での推論に共通する殺害を正当化する条件は、次のように定式化することができる。利益X<sup>n</sup>への脅威の潜在的な被害者が一定の人数を越える場合には、わたしの利益Xと被害者の利益X<sup>n</sup>の集計のあいだの価値の重みづけを通じて、前者を乗り越えることが後者の利益の保障を実現する手段として必要とすることが認められる。そして、このように定式化された条件を先述した危害なき主権侵害というケースに適用してみれば、政治的利益への差し迫った脅威の被害者、つまり国家Bの正しい兵士が一定の人数を越える場合には、不正な兵士の利益Xの集計と正しい兵士の利益X<sup>n</sup>の集計のあいだの価値の重みづけを通じて、前者を乗り越えることが後者の保障を実現する手段として必要であることが認められるだろう。よって、そうした場合には、国家Bの正しい兵士は、殺害されない権利を喪失しておらず殺害を免れるはずの国家Aの不正な兵士を殺害することが正当化される。

筆者は、殺害を免れるはずの個人を殺害することが正当化されるという直観それ自体は、誤

ったものではないと考えている。しかし、こうした直観に含まれる殺害正当化は、果たして帰責性とより少ない悪という二つの理由を結合することで初めて可能になる推論であるのか。ここで問題になるのは、こうした帰責性とより少ない悪との結合による正当化が、より少ない悪による正当化それ自体から独立した形で擁護されるのかという点である(Lazar[2016:301-303])。というのも、国家Aの不正な兵士の殺害の正当化にとって決定的なポイントは、不正な兵士の利益Xの集計と正しい兵士の利益X<sup>n</sup>の集計のあいだの価値の重みづけというより少ない悪による正当化に依拠しているからである。

むろん、帰責性とより少ない悪との結合による正当化は、あくまでも帰責性の分配パターン内部により少ない悪という理由を結合していると応答するかもしれない。実際に、不正な兵士の殺害を正当化する推論において、まず不正な兵士は正しい兵士の利益X<sup>n</sup>への脅威に関与した責任があるという事実が確認されており、そうした責任の所在が、のちの不正な兵士の利益Xの集計と正しい兵士の利益X<sup>n</sup>の集計のあいだの価値の重みづけに影響を与えることになる。

しかし、より少ない悪に基づく正当化は、不正な兵士が利益X<sup>n</sup>への差し迫った脅威に関与した責任があるという事実は、殺害を正当化する推論での一つの考慮事項に過ぎないと再批判するだろう。というのも、価値の重みづけという天秤に載せられる対象は、往々にして、正当化が行われる状況によって多種多様であるはずだからだ。例えば、投票を妨げられる状況では、問題となる政治的利益が、政治的決定に恣意的な影響を与えるという手続き的な利益のみならず、その投票権をもつ集団のアイデンティティを表明するといった実質的な利益に関わるアジェンダである場合には、上記の投票を妨げられる状況での推論に納得できなかった読者の直観も揺らぐかもしれない。つまり、不正な兵士の



責任は、確かに彼らの利益の集計を割り引かせる理由として十分である場合はあるだろうが、兵士のあいだの関係的価値や政治的責務など、正しい兵士の利益の集計を重み付ける理由もまた存在してしかるべきであろう。

このように帰責性による正当化は、より少ない悪との結合を認めることで、政治的利益への差し迫った脅威に対する抵抗における殺害の正当化のための推論を得られるかもしれない。しかし、そのとき個人責任論は、殺害正当化の推論において、もはや独自の意義を失っている。以上の議論から、第二の修正案もまた失敗している。

## V. 有望な立場に向けて

本稿では、帰責性の個人主義的な分配パターンが、主権侵害の不正さに関わる常識的な直観に適合する戦争での殺害正当化を擁護できていないことを明らかにした。戦争での殺害正当化が、この直観に十全な形で適合するためには、個人への差し迫った脅威に関与していない不正な兵士を殺害することが、彼らが負うべき帰責性に相応しい抵抗の手段として釣り合っていないなければならない。しかし、そのことを担保するために断片的に提示されてきた帰責性の修正案は、いずれも失敗している。

しかし、帰責性による正当化は、常識的な直観に適合する戦争での殺害正当化を望むべくもないというわけではない。個人責任論のポイントは、戦争当事国に帰属する市民は、個人として不正な脅威に関与した責任を負っているということである。しかし、このことは、市民が、個人責任以外に「追加的な」責任を負っている可能性を排除しないだろう。実際に、彼ら・彼女らが、個人として不正な脅威に関与していなくとも、不正な脅威を引き起こした集団の一員として、その責任の一端を引き受けなければならない場合がある。

例えば、不正な戦争に関わる賠償の帰責性を想定されたい。国家による戦争は、対外的な軍事行為を可能にする法整備や意思決定の他、全人口の約25%が関与すると試算される軍事関連産業などの経済活動を含めれば、一定数以上の個人行為から構成される社会的協働をもって可能になる(Lazar[2015:10-16])。このとき、戦争当事国に帰属する市民は、たいていの場合に、個人として不正な戦争に効果的な影響を及ぼしているとは言い難い。それにも関わらず、戦争当事国は、例えば被害者に対して損害を賠償する帰責性を負っており、その市民は、集団の一員として、その帰責性の一端を引き受けなければならない場合がある。つまり、われわれの直観には、帰責性の個人主義的な分配パターンのみならず、集団主義的な分配パターンが含まれていることになる。

こうした帰責性の集団主義的な分配パターンは、次のような二つの理由をもって、戦争での殺害正当化として有望な立場であると期待できる。第一に、集団主義的な分配パターンは、戦争当事国が負っている集団の帰責性を通じて、主権侵害の不正さに関わる常識的な直観に適合する戦争での殺害正当化を擁護できるからである。例えば、先述した危害なき主権侵害というケースでも、国家Aの不正な兵士は、国家Bの正しい兵士の致命的利益への差し迫った脅威に関与していないとしても、彼らは、国家Bの市民全員の政治的利益への差し迫った脅威を引き起こした国家Aの一員として、その帰責性の一端を引き受けている場合がある。このとき、差し迫った脅威に関与していない国家Aの不正な兵士を殺害することは、彼らが負うべき帰責性に相応しい抵抗の手段として釣り合うことになる。つまり、戦争での殺害が、個人に危害を及ぼさない主権侵害に対する抵抗の手段として釣り合うのは、不正な兵士が、そうした主権侵害を引き起こした集団の一員として、自衛的な攻

撃を受ける帰責性の一端を引き受けているからである。

第二に、集団主義的な分配パターンは、戦争当事国の内部で適用される分配的正義を通じて、戦闘員・非戦闘員の区別に関わる常識的な直観に適合する戦争での殺害正当化を擁護できるからである。ここでの常識的な直観とは、軍隊に帰属する兵士が戦闘員であり、それ以外の民間人が非戦闘員であるというものである。個人主義的な分配パターンでは、個人の帰責性は、不正な戦争をめぐる個人の責任をもって分配されており、民間人が戦闘員として権利を喪失して殺害を免れない可能性があった。しかし、集団主義的な分配パターンでは、集団の帰責性は、賠償と攻撃のいずれの手段をとる場合であれ、その集団の一員が、こういった負担として、その帰責性の一端を引き受けなければならないのかという分配的な問いが介在してくる<sup>26</sup>。このとき筆者は、例えば「理に適った同意(reasonable consent)」という自由主義的道德観に合致する手続き的な条件を満たす範囲において、正統な国家は、兵士という社会的地位に属する個人の

集合に対して、自衛的な攻撃を受ける帰責性を割り当てることが認められると考えている。よって、先述した危害なき主権侵害というケースでも、国家Aの不正な兵士は、その国家の内部で適用される分配的正義を通じて、そうした帰責性を割り当てられているからこそ、不正な兵士を殺害することは、彼らが負うべき帰責性に相応しい抵抗の手段として釣り合う。つまり、戦争での殺害が、個人に危害を及ぼさない主権侵害に対する抵抗の手段として釣り合うのは、正しい兵士が、主権侵害を引き起こした国家の内部で適用される分配的正義およびその集団的な自己決定権を尊重する形で、戦闘員として帰責性を引き受ける兵士と、非戦闘員としてこれを免責される民間人を区別する場合であると言えるだろう<sup>27</sup>。

以上の議論をもって、帰責性の集団主義的な分配パターンが有望な立場であることが示唆された。むろん、集団責任と帰責性に関する説得的な論証に加えて、それらに関わる分配的正義が満たすべき手続き的な条件を詳らかにすることは、筆者にとって新たな課題となるだろう<sup>28</sup>。

## 註

1. 戦争倫理学は、政治思想史といった歴史研究ではなく、倫理学や政治哲学、法哲学など（の一部）に通底する分析的な手法による哲学研究として正戦論を扱っている。哲学研究としての正戦論は、現代正戦論者として著名なM.ウォルツァーによる議論の再検討を契機として、近年では「分析的な正戦論」とも呼ばれている。むろん、こうした研究は、日本ではまだ馴染みある分野とは言えないが、英語圏では、とりわけ2000年代以降、数多くのジャーナル論文や単著が刊行されるメジャーな分野として知られている。なお、近年の戦争倫理学の展開については、Lazar[2017]、福原[2017]を参照されたい。最後に、相関社会科学という学際的な研究を念頭において、一点だけ述べておきたい。戦争倫理学は、あくまで哲学や倫理学研究の一分野であり、その知見が、国際法学や国際政治学などの関連分野に示唆を与えるのかという点については慎重にならざるをえない。しかし、こうした関連分野では、国家の地位やその主権性が確固なものとして前提にされることで、例えば主権防衛などの過程において命を失う個人の地位やその権利が、比較的看過される傾向にある。よって、本稿が問題にする戦争での殺害正当化という問題は、そうした看過されてきた部分を補ったうえで、国家間で引き起こされる政治的事象と個人のあいだの関係を問い直すという一般的な意義を備えるものとしても位置づけることができる。

2. 予め戦争倫理学や正戦論に対する誤解を解いておきたい。例えば、本稿が中心的に取り上げる帰責性の個人主義的な分配パターンでは、正しい戦争に関与する「正しい兵士」と不正な戦争に関与する「不正な兵士」という分析が前提になってくる。しかし、読者のなかには、国際社会における戦争の正しさというのは、往々にして移ろいやすく、そして認識が困難であると考え、戦争倫理学や正戦論の学術的な意義それ自体に疑問符を付けるかもしれない。しかし、ここで重要なことは、戦争倫理学や正戦論は、戦争を正当化する基準を明らかにしているという点である。例えば、J.ロールズに代表される分配的正義論は、財や権利の分配を正当化する基準を明らかにするものである。むろん、こうした正義論でも、擁護される正しさの基準に照らして、社会や政策が実際に正しいのかという認識の次元があるが、仮にそのことが社会内部の当事者にとって困難を伴うとしても、擁護される基準が直ちに退けられるわけではない。同様に、正戦論でも、戦争が実際に正しいのかという認識の次元があるわけだが、仮にそのことが戦争当事者にとって困難を伴うとしても、擁護される正しさの基準が直ちに退けられるわけではないのである。むろん、筆者は、こうした認識の次元には、例えば国家の正統性論に関連して重要な論点が含まれると考えているが、この点を過度に強調するのは正戦論にとってフェアとは言えない。
3. 本節は、戦争倫理学で前提とされる基本的な知識の概説という特性上、福原[2019]と記述が部分的に重複していることを断っておきたい。
4. 本稿の主題は、「意図的な」殺害の正当化であり、殺害という概念もその意味で使用する。
5. 権利を喪失するという表現は、権利の喪失理論とも呼ばれ、英米圏での哲学や法学では頻繁に散見される表現である。これは、権利に関する義務論的な説明の一側面であり、具体的には、各人は不正行為の内容に相応しい権利の一部を剥奪されることを意味する。歴史的には、グロティウスやロックに代表される万人刑罰権が有名である。
6. この他にも、ある主体が何かの報いに値する「デザート(desert)」という理由が考えられる。ただし、デザートと帰責性は似て非なる概念であることに注意されたい(McMahan[2009:8])。デザートは、刑罰のように害悪を被らせることを目的として捉えている。これに対して、帰責性は、自衛行為のように害悪を被らせることを手段として捉える。
7. 権利を乗り越えるという表現もまた、英米圏での哲学や法学では頻繁に散見される表現である。これは、権利に関する帰結主義的な説明の一側面であり、具体的には、各人はより重要な価値を実現する手段として権利の一部を覆されることを意味する。
8. ただし、ウォルツァーは、民間人が武器製造など脅威に直接的に関わる軍需産業で勤務する場合は戦闘員、兵士が衛生兵として従軍する場合は非戦闘員としている。
9. 非戦闘員に対する意図的でないが予見される殺害は、ダブル・エフェクト原則による正当化される場合がある(Walzer [2006:151-154=2008:301-305])。
10. このことは、双方ともに不正である戦争を排除しない。この場合は、いずれの兵士も不正な兵士であり、そのなかでも十分な責任がある兵士が戦闘員として殺害を免れないことになる。
11. ウォルツァーの側は、兵士の道徳的平等を擁護するために、脅威による帰責性の分配のみならず、国家の兵士が、国家による命令を通じて、互いに帰責性の分配に同意しているという同意論に基づく議論を展開している。しかし、筆者は、兵士は、実際には、そうした帰責性の分配に同意しているとは言い難く、戦争での殺害正当化として成功していないと考えている(福原[2019])。
12. マクマンは、正戦論における条件や原理を修正する目的として、個人の道徳的判断に影響を与えることを

挙げている。よって、個人責任論は、あくまでも道徳理論であり、軍隊に帰属する兵士のみを攻撃対象とする既存の国際法規が、実践的な理由をもって維持されるべきことを認められる。よって、個人責任論に対する実践的な懸念は、それほど射た批判ではない(McMahan[2009])。

13. 代表的なものとして、Rodin[2002], McPherson[2004], Fabre[2012], Frowe[2014]。
14. 条件(a)に含まれる責任の十分さの設定に関連した個人主義的な責任論の問題は、Lazar[2010]を参照のこと。
15. 比例性には、あらゆる善悪の総体的な事態を比較する「広い(wide)比例性」と、負うべき帰責性とそれに対する抵抗の手段のあいだを比較する「狭い(narrow)比例性」があり、ここでは後者の比例性が問われている(Hurka[2005], McMahan[2009:ch.1])。なお、例えばあなたにとって鼻には至高の価値があるといった理由をもって、あなたが私に対して拳銃を突きつけることは、鼻をつねられることに対する抵抗の手段として釣り合うといった常軌を逸する主張も考えられるかもしれない。しかし、こうした主張は、過度に主観的な帰責性の解釈に依拠しており、戦争や刑罰、自衛を公正な形で履行させる権利システムの成立自体を掘り崩すという点において自滅的である。
16. このケースは、個人主義的な責任論の直観適合性をテストする仮想事例として、例えば「政治的侵略(political aggression)」や「流血なき侵攻(bloodless incursion)」として知られている。本稿では、Norman[1995], Rodin[2002], Lazar[2014]を参照した。
17. 正確に言えば、国家Bに帰属する市民全員の利益の問題であるが、本稿では、議論を単純化するため、兵士だけの利益の問題として記述する。
18. この指摘は、過去の草稿も含めた複数人からのコメントによるものである。
19. 国内類推については、スガナミ[1994]を参照されたい。なお、哲学・倫理学研究では、例えば人道的介入論や人権論などに関連して、国家の主権性が国家に帰属する個人から独立して措定されることは、国家権力が個人の権利保護に衝突する形で行使することを許容する点において問題視される(e.g. Beitz[1979], Caney[2006])。
20. 前者の戦略は、例えばD.ロディンのように、個人責任論は、ジェノサイドのような致命的利益への差し迫った脅威に満たない、あらゆる主権侵害に対する軍事的な抵抗を認めないと主張することで、正戦論を限りなく平和主義に近づける立場である(Rodin[2014])。しかし、こうした戦略は、例えば「危害なき不法侵入」のように、個人に危害を及ぼさない権利侵害の不正さを説明できないという反直観的な含意をもたらす場合がある。この点に関して、ロディンの議論を内在的に批判するものとして、Frowe[2016]を参照のこと。
21. 本稿では、修正戦略の批判的な検討は、筆者が検討するに値すると考える二つの修正案に絞って行うことにする。修正戦略に対する網羅的な批判については、Lazar[2016]を参照のこと。
22. この修正を採用する議論として、McMahan[1994:196], Øverland[2010]を参照のこと。なお、この議論は、先制攻撃から区別される予防戦争の正当化に応用できる。
23. この指摘は、過去の草稿も含めた複数人からのコメントによるものである。実際に、この論点は、何人かの論者によって検討されている(Lazar[2014:30-31], Rodin[2014:82-83])。
24. 二つの状況は、Frowe[2016:187-188]を参照したうえでアレンジし直したものである。
25. 筆者は、政治的利益は、福利の低減といった目的論的な観点に還元できないことから、致命的利益と政治的利益は、義務論的な区別が成立すると考えているが、ここでは取り上げない。
26. 集団として賠償する帰責性に関わる分配的な問いを扱うものとして、Stilz[2011], Pasternak[2012]を参照のこと。

27. 二つの説明を加えておきたい。第一に、この論述では、国家Aは、一定の条件を満たす正統な国家であるということを前提としている。なお、国家Aが正統でない国家である場合については、さしあたり考えないことにしたい。第二に、自衛的な攻撃を受ける帰責性は、具体的にどのような形で分配されるのか、つまり国内社会のなかで一体誰が兵士として前線に投入されるのかについては、その手続き的な条件を満たす範囲において、いくつかのバリエーションがあると考えている。これらに関わる論点については、今後の課題としておきたい。
28. 筆者は、新たな課題に関する別稿「戦争での殺害と集団責任」（2020年夏刊行予定）を用意している。

## 文献

- Beitz, Charles (1979) *Political Theory and International Relations*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Caney, Simon (2006) *Justice Beyond Borders*, Oxford: Oxford University Press.
- Fabre, Cécile (2012) *Cosmopolitan War*, Oxford: Oxford University Press.
- Frowe, Helen (2014) *Defensive Killing*, Oxford: Oxford University Press.
- Frowe, Helen (2016) “Can Reductive Individualists Allow Defense Against Political Aggression?,” in Sobel, David, Vallentyne, Peter and Steven Wall (ed.) *Oxford Studies in Political Philosophy: Voumuel*, Oxford: Oxford University Press, 173–93.
- Hurka, Thomas (2005) “Proportionality in the Morality of War,” *Philosophy & Public Affairs*, 33(1): 34–66.
- Lazar, Seth (2010) “The Responsibility Dilemma for Killing in War: a Review Essay,” *Philosophy & Public Affairs*, 38(2): 180–213.
- Lazar, Seth (2014) “National Defence, Self Defence, and the Problem of Political Aggression,” in Fabre, Cécile and Seth Lazar (ed.) *The Morality of Defensive War*, Oxford: Oxford University Press.
- Lazar, Seth (2015) *Sparing Civilians*. Oxford: Oxford University Press.
- Lazar, Seth (2016) “Liability and the Ethics of War: A Response to Strawser and McMahan,” in Coons, Christian and Weber Michael (ed.) *The Ethics of Self-Defense*, Oxford: Oxford University Press.
- Lazar, Seth (2017) “Just War Theory: Revisionists Versus Traditionalists,” *Annual Review of Political Science*, 20(1): 37–54.
- McPherson, Lionel (2004) “Innocence and Responsibility in War,” *Canadian Journal of Philosophy*, 34(4): 485–506.
- McMahan, Jeff (1994) “Innocence, Self-Defense and Killing in War,” *Journal of Political Philosophy*, 2(3): 193–221.
- McMahan, Jeff (2004) “War as Self-Defense,” *Ethics & International Affairs*, 18(1): 75–80.
- McMahan, Jeff (2009) *Killing in War*, Oxford: Oxford University Press.
- McMahan, Jeff (2011) “Who Is Morally Liable to Be Killed in War,” *Analysis*, 71(3): 544–59.
- McMahan, Jeff (2014) “What Rights May Be Defended by Means of War?,” in Fabre, Cécile and Seth Lazar (ed.) *The Morality of Defensive War*, Oxford: Oxford University Press.
- Norman, Richard (1995) *Ethics, Killing and War*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Øverland, Gerhard (2010) “Conditional Threats,” *Journal of Moral Philosophy* 7(3): 334–45.

- Pasternak, Aria (2012) "Limiting States' Corporate Responsibility," *Journal of Political Philosophy*, 21(4): 361–381.
- Rodin, David (2002) *War and Self-Defense*, Oxford: Oxford University Press.
- Rodin, David (2014) "The Myth of National Self-Defence," in Fabre, Cécile and Seth Lazar (ed.) *The Morality of Defensive War*, Oxford: Oxford University Press.
- Stilz, Anna (2011) Collective Responsibility and the State. *Journal of Political Philosophy*, 19(2): 190–208.
- Walzer, Michael (2006) *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*. 4 ed. New York: Basic Books = (2008) 萩原能久 (監訳) 『正しい戦争と不正な戦争』 風行社.
- 福原正人 (2017) 「戦争倫理学の手引き」『公共研究』 13(1): 267-285.
- 福原正人 (2019) 「国家による戦争と兵士の同意」『公共研究』 15(1): 165-193.
- 松元雅和 (2015) 「兵士の道徳的平等性に関する一考察」『法と哲学』 1: 104-132.
- ヒデミ・スガナミ (1994) 『国際社会論：国内類推と世界秩序構想』 信山社.
- ジョン・ロック (2010) 『統治二論』 岩波文庫.